

# 自転車マナーアップ強化月間実施要綱

## 1 目的

自転車利用者の交通安全意識の向上を図り、交通ルール遵守と交通マナーの向上により、交通事故防止と危険・迷惑行為の防止を期し、県民運動として取り組む。

## 2 期間

令和5年5月1日（月）～5月31日（水）

## 3 主催

広島県交通対策協議会

## 4 スローガン

『自転車も 車社会の 責任者』

## 5 重点項目

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール遵守の徹底
- (2) 自転車ヘルメット着用の促進
- (3) 自転車の安全利用の促進

## 6 重点項目の主な推進内容

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール遵守の徹底  
[自転車安全利用五則]（令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）
  - ア 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
  - イ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
  - ウ 夜間はライトを点灯
  - エ 飲酒運転は禁止
  - オ ヘルメットを着用
- (2) 自転車ヘルメット着用の促進  
全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務の周知、広報、着用の促進（改正道路交通法（令和5年4月1日施行）では、自転車利用者のヘルメット着用の努力義務が規定された。）
- (3) 自転車の安全利用の促進
  - ア 自転車点検整備の促進
  - イ 幼児用座席でのヘルメット及びシートベルト着用の促進
  - ウ 自転車損害賠償保険等の加入義務の周知徹底、加入促進  
（「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定により、自転車の点検整備や幼児用座席でのヘルメット及びシートベルトの努力義務（令和4年10月6日施行）、また、自転車損害賠償保険等の加入の義務（令和5年4月1日施行）が規定された。）

## 7 運動の取組み方

### (1) 共通

- 法改正による自転車ヘルメット着用の努力義務や条例制定による自転車損害賠償保険等の加入義務等、新たな交通ルールの理解と促進を図る。
- 本運動の目的及び重点項目の周知広報を図る。

